

質問回答書

1. 入札予定日：令和8年1月8日(木)

2. 番号：物品役務入札公告第 115229 号

3. 件名：胎内市役所ほか 27 施設で使用する電力の供給

4. 納入場所：胎内市 新和町 地内ほか

5. 質問事項及び回答

番号	質問事項	回答	備考
C-1	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	電力供給条件仕様書の別紙1及び電力の供給に関する Q&ANo.5に記載のとおりです。	
C-2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	電力の供給に関する Q&ANo. 6 に記載のとおりです。	
C-3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	電力の供給に関する Q&ANo. 3 に記載のとおりです。	
C-4	今回の入札について融雪用電力の契約は含まれておりますか。	電力の供給に関する Q&ANo. 4 に記載のとおりです。	

C-5	融雪設備等は設置されていますか。	電力の供給に関する Q & A No. 4 に記載のとおりです。	
C-6	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	電力の供給に関する Q & A No. 11 に記載のとおりです。	
C-7	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	電力供給条件仕様書の「3 その他」の(3)に記載のとおりです。	
C-8	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	積算内訳書(施設別)シートの※2に記載のとおりです。	
C-9	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんか。 A: 基本料金 = 契約電力 × 単価 × 力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B: 電力量料金 = 使用電力量 × 単価(小数点以下第3	積算内訳書(施設別)シートの※2～※4に記載のとおりです。	

	<p>位は切り捨て、小数点第2位までは保持)</p> <p>C:燃料費等調整(燃料費調整単価 + 市場価格調整単価) = 使用電力量 × 単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持)</p> <p>D:再エネ賦課金 = 使用電力量 × 単価(小数点以下切捨て)</p> <p>※C・Dについては入札時に含む場合のみ</p> <p>E:月額合計 = 各月 A～D 合算(小数点以下切捨て)</p>		
C-10	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんか。	積算内訳書(施設別)シートの※5に記載のとおりです。	
C-11	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか(同一単価での提出となります)。	各施設別の積算内訳書が必要となります。 積算内訳書、積算内訳書(施設別)の様式については、設計書の様式を使用してください。	
C-12	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。	電力の供給に関する Q & A No.26 に記載のとおりです。	

C-13	お客さまにはお客さま専用 Web ページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード)	電力の供給に関する Q & A No.26 に記載のとおりです。	
C-14	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	電力の供給に関する Q & A No.27 に記載のとおりです。	
C-15	【紙請求書による特別対応について】 ①押印必須の場合 ②押印必須又は請求担当者・責任者等の記載により押印省略可とされる場合 上記に該当する需要家様につきまして、弊社では電子請求書での対応ができません。よって特別処置として、押印した紙請求書を郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の 15 日前後となります。(長期連休時に 20 日頃になる可能性がございます) ご了承いただけますか。	問題ありません。	
C-16	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますか。	問題ありません。	

C-17	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますか。	問題ありません。	
C-18	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。	電力の供給に関するQ&A No.26に記載のとおりです。	
C-19	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますか。 (自動販売機・施設内の売店等)	電力の供給に関するQ&A No.29に記載のとおりです。	
C-20	毎月の請求発行方法をご教示いただけますか。 ①施設別 ②一括(すべてまとめた請求書) ①②以外(詳細をご教示ください)	電力の供給に関するQ&A No.28に記載のとおりです。	
C-21	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますか。	電力供給条件仕様書の「3その他」の(3)に記載のとおりです。	

C-22	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議には応じますが、具体的な事情を検討した上で判断します。	
C-23	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	時間を要するため、難しいです。	
C-24	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。	対応可能です。	
C-25	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設 30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますですがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。	対応可能です。	
C-26	入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	電力の供給に関する Q & A No.22 に記載のとおりです。	

C-27	入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教示お願いいたします。	電力の供給に関する Q & A No.18 に記載のとおりです。	
C-28	契約書締結までの7日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	原則、契約者が確定した日から7日以内の間に両印のある契約書を相互に交換しなければならないとしていますが、やむを得ない理由により遅延する場合は、協議の上、その期限を延期することができます。	
C-29	施設において建築・増築にかかる移転はございますか。	電力の供給に関する Q & A No. 7 に記載のとおりです。	
C-30	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますか。	電力の供給に関する Q & A No. 7 に記載のとおりです。	
C-31	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日 2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますか。	問題ありません。	

D-1	念のための確認ですが、各施設の自動検針装置(スマートメーター)はすべて設置済との認識でよろしいでしょうか。	電力の供給に関する Q& ANo. 6 に記載のとおりです。	
D-2	全施設、現在の計量日は 1 日でよろしいでしょうか。	電力の供給に関する Q& ANo. 5 に記載のとおりです。	
D-3	現供給の計量日が 1 日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1 日」に変更となります が、ご容赦いただけますか。	電力の供給に関する Q& ANo. 5 に記載のとおりです。	
D-4	計量日はご使用期間末日の翌日 0:00 となりますのでご了承いただけますか。 (例: 使用期間が 3/1~3/31 の場合、計量日は 4/1 0:00)	電力の供給に関する Q& ANo. 5 に記載のとおりです。 問題ありません。	
D-5	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	電力の供給に関する Q& ANo. 1 に記載のとおりです。	

D-6	<p>積算内訳書では基本料金半額の算出となっておりますが、弊社では電気をまったく使用しなかった月の基本料金は、以下の計算式により半額算定しておりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>＜計算式＞</p> $\text{基本料金(未使用月)} = \text{契約電力(kW)} \times \text{基本料金単価(円)} \times 0.5$	問題ありません。	
D-7	<p>入札内訳書作成に当たり、以下の端数処理方法と表示桁数を教えてください。 (小数点第●位までを切捨て or 切上げ or 四捨五入など)。</p> <p>② 基本料金(小計D) ② 電力量料金(小計G)</p>	小数点以下第2位までを表示してください。	
D-8	<p>契約電力が 500kW 未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。</p> <p>契約電力が 500kW 以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。</p> <p>契約電力が 500kW 以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。</p>	契約電力が 500kW 以上の施設はありませんので、問題ありません。	

D-9	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ錢未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	積算内訳書(施設別)シートの※2～※3に記載のとおりです。	
D-10	1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。(例: 庁舎○○円、売店○○円等)。 ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。 なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	電力の供給に関する Q & A No.29 に記載のとおりです。	
D-11	経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による値引きについては、弊社では、燃料費等調整額とは別の個別項目での値引きとなります が、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	
D-12	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算します。 これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続し	問題ありません。	

	<p>て用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。</p> <p>※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(○.○○円)を固定するお願ひではありますん。</p>		
D-13	<p>供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>電力の供給に関する Q & ANo.20 に記載のとおりです。</p>	
D-14	<p>地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。</p>	<p>電力の供給に関する Q & ANo.20 に記載のとおりです。</p>	
D-15	<p>契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけですか。</p>	<p>協議には応じますが、具体的な事情を検討した上で判断します。</p>	
D-16	<p>契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。</p>	<p>問題ありません。</p>	

D-17	<p>電気の契約を締結した場合には、その契約内容を 1 年間継続していただくことを原則とし、1 年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1 年に満たないで契約を廃止される場合(または 1 年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後 1 年に満たないで、契約を廃止される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。</p>	<p>協議には応じますが、具体的な事情を検討した上で判断します。</p>	
D-18	<p>契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。</p> <p>また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。</p>	<p>電力の供給に関する Q & A No. 7 に記載のとおりです。</p>	
D-19	<p>電力の供給に関する Q & A No.7 の回答で、現在工事中の施設がございますが、弊社に切り替わった場合、再度弊社より工事申請が必要となる際は、申請資料等をご提出いただきますようお願いいたします。</p>	<p>承知しました。</p>	

D-20	弊社は、制限中止割引の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	
D-21	契約書案第6条(計量及び検査)について、「甲の指定する職員の検査を受けなければならぬ」とありますが、弊社では一般送配電事業者(東北電力ネットワーク株式会社)より計量通知を受けるため、計量値を受領後、使用電力量等のデータ提供を、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをお客様にてご利用いただくことによろしいでしょうか。	問題ありません。	
D-22	弊社では、検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりません。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	
D-23	仕様書3(5)において、「電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。」と記載がありますが、実際の日程調整等はお客様と一般送配電事業者(東北電力ネットワーク株式会社)において調整いただくことになりますので、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	

D-24	入札書に「総価用」と「単価用」がございますが、「総価用」を使用することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
E-1	燃料費調整について 2026年4月から見直しがございますが、2026年4月以降は見直しされる旧一般電気事業者(東北電力株式会社)の算定諸元を適用して計算させていただいてよろしいでしょうか。	入札時に適用されている約款の算定諸元を用いて計算してください。	
E-2	旧一般電気事業者(東北電力株式会社)が料金改定をした場合、契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。	電力の供給に関する Q & A No.20 に記載のとおりです。	
E-3	1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはあるですか。また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	電力の供給に関する Q & A No.29 に記載のとおりです。	
F-1	契約期間中に建て替えや増築、トランク増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等契約に影響するような工事の予定はありますか。そうした事由が発生した場合、協議により、単価の見直しは可能でしょうか。	電力の供給に関する Q & A No. 7 に記載のとおりです。協議には応じますが、具体的な事情を検討した上で判断します。	

F-2	<p>弊社では、燃料費等調整額の、「燃料費調整額」「離島ユニバーサルサービス調整額」は地域電力会社と同一価格でご請求いたしますが、「市場価格調整額」は含まずにご請求いたします。</p> <p>落札した場合に弊社の算定方法を適用いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>電力の供給に関する Q&A No.21 に記載のとおりです。</p>	
F-3	<p>契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>	
G-1	<p>入札書は御市サイトの入札書（総価用）を使用すればよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	
G-2	<p>※燃料費等調整について</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。 あるいは現行（公告時点）の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただくことは可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 電力の供給に関する Q&A No.21 に記載のとおりです。 問題ありません。 	

G-3	<p>旧一電が公表する翌年4月から適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。</p>	<p>入札時に適用されている約款の算定諸元を用いて計算してください。</p>	
G-4	<p>契約締結の期限はござりますか。</p> <p>契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなります が契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。</p>	<p>原則、契約者が確定した日から7日以内の間としていますが、やむを得ない理由により遅延する場合は、協議の上、その期限を延期することができます。</p>	
G-5	<p>契約書: 第6条(計量及び検査)第8条(電気料金の請求及び支払)記載では「検査に合格した後、請求」となっていますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を中途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載しております。</p> <p>文面: 計量⇒検査⇒合格⇒請求</p> <p>実情: 計量⇒請求・内訳送付</p> <p>特に契約書文面は変わっていただかなくとも結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>	
G-6	<p>4月以降、一般電気事業者による料金等に係る改定等が行われた際の対応については別途協議可能でしょうか。</p>	<p>電力の供給に関するQ&A No.20に記載のとおりです。</p>	

H-1	<p>○単価の記載について 内訳書に入力する各単価は 税込・税抜のどちらになります でしょうか。 税抜単価で入札金額を算定 する場合、実際の契約は税 込単価となり、消費税額を乗 じることとなりますので小数 点第3位以下に端数が生じ た場合は切り捨てる認識で 問題ないでしょうか。</p>	<p>積算内訳書(施設別)シ ートの※2に記載のとおりで す。</p>	
H-2	<p>内訳書の記載に関して、基 本料金単価や従量料金単 価は小数点以下2位まで表 示してよろしいでしょうか。</p>	<p>積算内訳書(施設別)シ ートの※2に記載のとおりで す。</p>	
H-3	<p>○内訳書の記載について 入札時の算定方法につい て、内訳書等に記載のない 端数処理については以下の 端数処理を使用してよろしい でしょうか。</p> <p>① 基本料金=契約電力× 単価×力率(小数点3位以 下切り捨て) ② 電力量料金=使用電力 量×単価(小数点3位以 下切り捨て) ③ 燃料費等調整(燃料費 調整単価+市場価格調整 単価)=使用電力量料金× 単価(小数点3位以下切り捨 て) ④ 再エネ賦課金=使用電 力量×単価(円未満切り捨 て)) ※③④は入札時の算定に含 む場合 ⑤ 月合計=【①、②および ③の料金の合計(円未満切 り捨て)+④】 税込総額→税抜総額に割り</p>	<p>積算内訳書(施設別)シ ートの※2～※5に記載のと おりです。 ※入札書記載の税抜金額 が落札金額となります。</p>	

	<p>戻す場合</p> <p>⑥ 入札金額 = ⑤ × 100/110(円未満切上)</p> <p>※公告の10(4)の注意書きに記載されております、「入札書の入札金額欄には(イ)積算内訳書の合計(税抜金額)を記載すること。」とあります が、落札決定にあたっては入札書記載の通りの税抜金額が落札金額となります でしょうか。もし消費税額を加算した額を落札金額とする場合、内訳書の注意書きには「1円未満切り捨て」と記載がございますが、この「切り捨て」処理では計算結果に差が出る可能性がございます。そのため、弊社としては「円未満切り上げ」処理とさせていただきたいのですが、内訳書の記載との整合性を含め、この処理方法で差し支えないかご教示いただけますでしょうか。</p>	
H-4	複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合せ てください。
H-5	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	電力供給条件仕様書の「3その他」の(3)に記載のとおりです。

H-6	<p>入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。</p> <p>含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。</p> <p>また適用する場合に国による軽減措置は含みますでしょうか</p>	電力供給条件仕様書の「3その他」の(3)に記載のとおりです。	
H-7	<p>入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示いただけますでしょうか。</p>	電力供給条件仕様書の「3その他」の(3)に記載のとおりです。	
H-8	<p>○内訳書の封入方法について 入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。</p>	電力の供給に関する Q & A No.15 に記載のとおりです。	
H-9	<p>○入札書について 入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。</p>	電力の供給に関する Q & A No.11 に記載のとおりです。	
H-10	<p>○再入札について 弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。</p>	電力の供給に関する Q & A No.16 に記載のとおりです。	

H-11	<p>○契約内容について 現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください) 例 ○○電力 業務用電力、 高圧電力等</p>	電力供給条件仕様書の別紙1に記載のとおりです。	
H-12	<p>○契約電力の変更 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 (500kW 未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。 (500kW 以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。) (500kW 以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去 12 か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出</p>	500kW 未満の実量制契約です。	

	がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)		
H-13	<p>○燃料費調整に関して 請求書の表記について、 【繰上検針(計量日 1 日)の場合】</p> <p>弊社の料金算定の都合上、 2026 年 4 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日まで使用 した電気料金は、2026 年 4 月分電気料金としてご請 求することとなります。</p> <p>また、燃料費調整額の適用 は 2026 年 4 月分となりま す。これについて、経理上不 都合はございませんか。</p> <p>【分散検針(計量日 1 日以外) の場合】</p> <p>弊社の料金算定の都合上、 2026 年 4 月 18 日から 2026 年 5 月 17 日まで使用 した電気料金は、2026 年 5 月分電気料金としてご請 求することとなります。</p> <p>また、燃料費調整額の適用 は 2026 年 5 月分となりま す。これについて、経理上不 都合はございませんか。</p> <p>※上記日付はあくまでも、一 例です。それぞれの検針日 により日付は異なります。</p>	問題ありません。	

H-14	<p>弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません)</p> <p>契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。</p>	問題ありません。	
H-15	<p>燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	電力の供給に関する Q & A No.20 に記載のとおりです。	
H-16	<p>○請求書について</p> <p>弊社の請求書の発行は、原則、検針日から 8~10 営業日迄に発行させていただき、15 営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	問題ありません。 ただし、請求書受領後、30 日以内に支払うものとします。	

H-17	<p>支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>【銀行振込の場合】検針日から 30 日以内(検針日から 30 日以内が難しい場合は、請求書到着より 30 日以内)</p> <p>【口座振替の場合】線上検針で当月 27 日、分散検針で翌月 14 日(2~15 日)と翌月 27 日(16~31 日)にお振替</p>	請求書受領後、30 日以内に支払うものとします。	
H-18	<p>弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード可能)</p>	電力の供給に関する Q & A No.26 に記載のとおりです。	
H-19	<p>○支払方法について お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。</p>	電力の供給に関する Q & A No.24 に記載のとおりです。	
H-20	<p>【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。</p>	電力の供給に関する Q & A No.29 に記載のとおりです。	
H-21	<p>○契約書について 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠</p>	電力の供給に関する Q & A No.23 に記載のとおりです。	

	する形で締結させていただることは可能でしょうか。		
H-22	<p>契約書の取り交わし(双方押印・原本到着)期日はございますでしょうか。</p> <p>弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができかねる場合は提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。(契約締結日は指定いただけます。)</p>	<p>原則、契約者が確定した日から7日以内の間としますが、やむを得ない理由により遅延する場合は、協議の上、その期限を延期することができます。</p>	
H-23	<p>契約書(案)を交付いただくことは可能でしょうか。弊社では上記の理由により、契約書の取り交わしに一定のお時間を頂戴する予定のため、事前に契約書案をいただくことでスムーズな取り交わしができると考えております。</p>	<p>電力の供給に関する Q&A No.23 に記載のとおりです。</p>	
H-24	<p>○入札保証金・契約保証金について 【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。 ・契約中の案件でもよろしいでしょうか。 ・実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。 	<p>入札保証金については、申請不要で免除となります。</p> <p>契約保証金の免除申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象は、国(公団等を含む。)又は地方公共団体の実績のみです。 ・現在履行中の案件でも結構ですが、その場合、入札日現在で1年以上履行している必要があります。 ・実績は過去2年間のものとなります。 <p>なお、入札参加申請時に提出した実績を契約保証</p>	

		金の免除のための実績として使用する場合、「契約保証に関する届出書(様式第1号)」に再度契約書等を添付する必要はありません。	
H-25	<p>契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。</p> <p>また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。</p>	<p>落札候補者と別途協議とします。</p> <p>また、履行後に「契約保証金預かり書兼払戻請求書(様式第3号)」を提出していただき、返還となります。返還の期日については上記払戻請求書の提出時にお伝えします。</p>	
H-26	<p>○託送料金の変更について 基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更について協議させていただけますでしょうか。</p>	電力の供給に関する Q & A No.20 に記載のとおりです。	